

京都市農業委員会事務局

電話：222-4050

京都市産業観光局

〔取次：農林振興室農林企画課〕
電話：222-3351

～北部山間地域で空き家と付随した農地を「買いたい」「借りたい」皆様へ～
空き家とセットで農地が取得しやすくなりました！

令和元年10月1日から、右京区京北地域において、空き家に付随した農地を空き家とセットで取得する場合に、農地法第3条による下限面積要件を3,000㎡（一部地域は1,000㎡）から1㎡まで引き下げます。

下限面積要件を引き下げることで、農地付き空き家の売買や貸借がしやすくなり、地域外からの新規就農者やUIターン者などの移住定住を促進するとともに、遊休農地及び空き家の発生防止や解消を図ります。

なお、右京区京北地域以外の京都市北部山間地域[※]についても、一定の要件を満たすことにより、下限面積の引き下げの適用を受けることができるようになります。

※ 京都市北部山間地域とは、
北区（中川，小野郷，雲ヶ畑），左京区（花脊，久多，広河原，大原），
右京区（水尾，宕陰，京北）を指します。

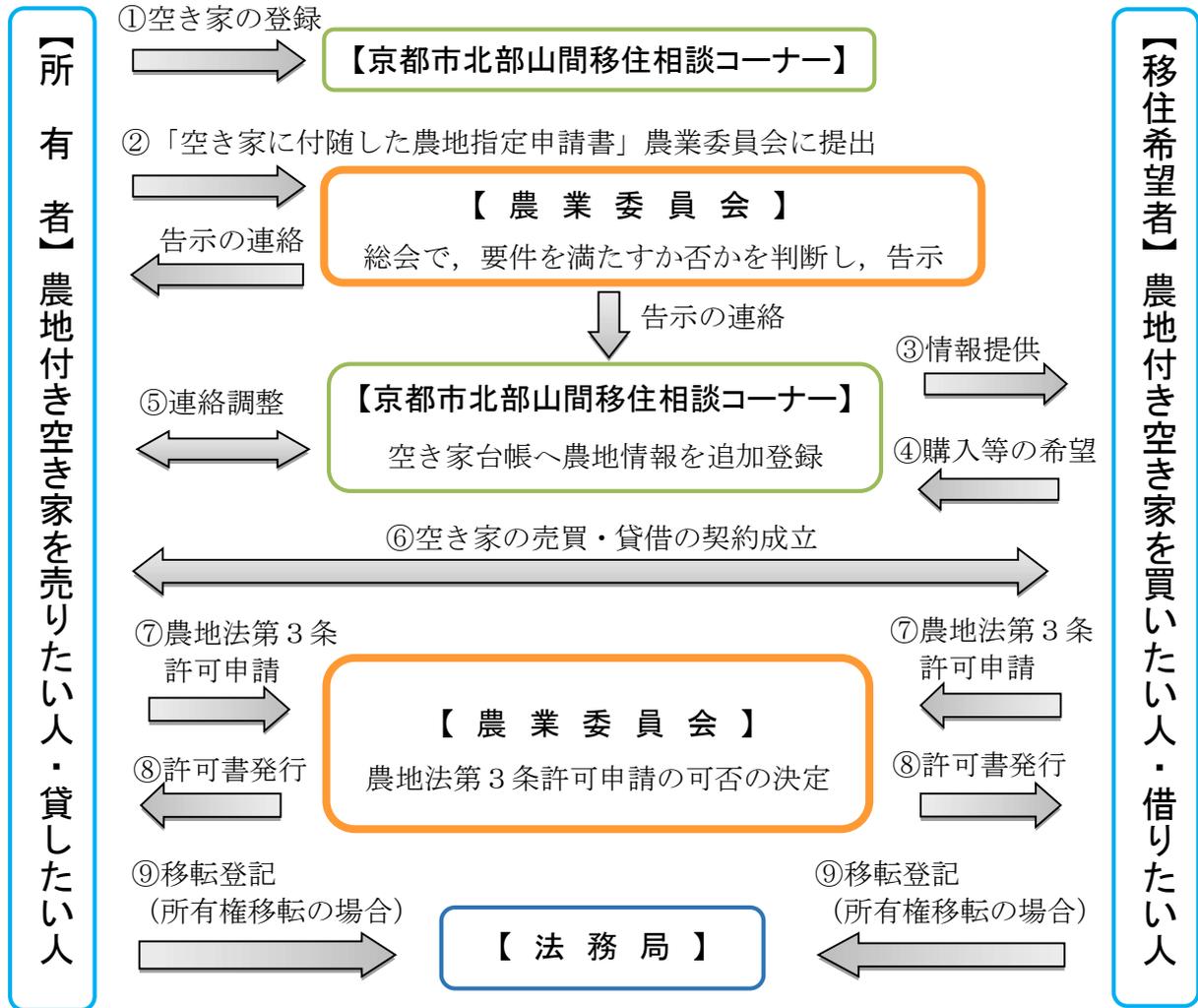
このうち、以下の要件を満たした区域のみ緩和対象となります。

- 〔・農業委員会に対して地域から緩和要望があること
- 〔・地元関係機関の同意が得られること

[主な条件]

- ・対象となる農地に付随した空き家が「京都市北部山間移住相談コーナー」（京北出張所内に開設）に登録されていること
- ・対象となる農地の全て又は一部が遊休農地であること、又は、現所有者による耕作や保全管理の見込みがないこと
- ・空き家と空き家に付随した農地の所有者が同一であること
- ・空き家と空き家に付随した農地をセットで取得等（売買，貸借）し，3年以上継続して，取得等した空き家に居住し，付随した農地を耕作すること

[主な手続きの流れ]



[農地法第3条による許可要件]

農地法第3条による許可要件は、下限面積だけではありません！
農地を権利取得される方が、次の全てを満たす必要があります。

- ◎耕作する農地の合計面積が 3,000 m² (一部 1,000 m²) 以上であること
↑ この要件を 1 m²まで引き下げます。
- ◎所有又は借りている農地の全てを効率的に耕作していること
- ◎申請者又は世帯員等が農作業に常時従事していること
- ◎申請農地の周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと

《お問い合わせ先》

[制度全般に関すること] 京都市農業委員会事務局 (電話) 222-4050

[京北の案件に関すること] 京都市農業委員会事務局京北窓口 (電話) 852-1825